

◆ 6月13日(火)に納税通知書を発送します

# 平成29年度の市・県民税をご確認ください

【問い合わせ】課税課

☎ 22-9613 FAX 22-9618

市・県民税は、金融機関のほかコンビニエンスストアでも納付できますのでご利用ください。

## 《納期限》

普通徴収により徴収する場合は年4回で、6月・8月・10月・1月の各月末が納期限です。

※土・日曜日、祝日の場合は翌日

給与からの引き落としによって徴収する税額などについては、通知書を事業所へ送付していますのでご確認ください。

なお、確定申告書で給与、公的年金などに係る所得以外（4月1日現在65歳未満の人は給与所得以外）の所得に係る住民税の徴収方法の欄に「自分で納付」を選択した場合には、課税計算の結果により納税通知書を送付しています。

## ◆公的年金からの引き落とし(特別徴収)の対象となる人へ

4月1日現在65歳以上の人で年金所得に対して市・県民税の納税義務がある人は、公的年金からの特別徴収によって徴収します。

※今年度65歳になり、新たに特別徴収の対象になる人は、次の表の計算方法が適用されます。

納付書で納める(普通徴収)			年金から引き落とす(特別徴収)			
6月	8月		10月	12月	2月	
年税額の4分の1ずつ			年税額の6分の1ずつ			

※公的年金以外の所得に対する市・県民税額は、普通徴収または給与からの引き落としになります。

※介護保険料が年金から引き落としされていない人や、市・県民税が老齢基礎年金などの額を超える人は対象となりません。

## ～特別徴収税額の計算方法は次のとおりです～

※前年度からの特別徴収継続者

	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
現 行	前年度の本徴収額 ÷ 3 (前年2月と同額)			(年税額 - 仮徴収額) ÷ 3		
改正後 (平成29年度～)	(前年度分の年税額 × 1/2) ÷ 3			(年税額 - 仮徴収額) ÷ 3		

(例) 公的年金からの特別徴収税額が年税率で12万円の場合

	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
平成27年度	30,000	30,000	30,000	10,000	10,000	10,000
平成28年度	10,000	10,000	10,000	30,000	30,000	30,000
平成29年度	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000

## ◆4月から、公的年金からの

特別徴収方法が変わりました

年税額が前年度の額から大きく変動した場合、これまでは仮徴収税額と本徴収税額に大きな差が生じていました。

そこで、年間の税額を均一にするため、公的年金からの仮徴収税額を地方税法の改正により、「前年度の年税額の2分の1」に相当する額としました。



## ◆「忍びの里 伊賀・甲賀～リアル忍者を求めて～」

# 伊賀忍者・甲賀忍者が日本遺産に認定!

【問い合わせ】観光戦略課

☎ 22-9670 FAX 22-9695

4月28日(金)、伊賀市と滋賀県甲賀市が共同申請していた「忍びの里 伊賀・甲賀～リアル忍者を求めて～」が平成29年度日本遺産に認定され、文部科学省で認定証交付式が行われました。

日本遺産とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて、文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定する制度で、地域に点在する遺産を「面」として活用、発信していくことで、地域活性化を図ることを目的としています。

今回の認定により、両市に残る中世城館跡や忍者ゆ

かりの寺社仏閣などを活用した広域的な観光誘客の取り組みのほか、両市の市民の皆さんに忍者のこと誇ってもらえるよう、忍者シンポジウムなどの啓発活動や忍者を語り発信する人材の育成などを両市が協力して展開していく予定です。



▶岡本市長が岩永甲賀市長とともに認定証を受け取りました。



JAPAN HERITAGE

日本遺産

◆奨学金支給制度を活用しませんか

# 市の奨学金制度

【問い合わせ】教育総務課

☎ 47-1280 FAX 47-1281

## ◆伊賀市ササユリ奨学金

自己実現に向けた向学心が旺盛で修学のための経済的支援を要する優秀な学生に対して、社会に貢献する人材育成を目的として奨学金を支給します。

【対象者】 次のいずれにも該当する人

○市内に住所がある人（修学のため住所異動した場合を除く。）

○大学・短期大学の第1学年または高等専門学校の第4学年に在学する人

○市内の中学校または高等学校を卒業した人

○世帯全体の年間所得が780万円以下の人

【支給額】 240,000円/年

【必要書類】 ①ササユリ奨学金支給申請書

②大学などの在学証明書

③住民票（世帯全員分で続柄が記載されているもの）

④世帯の中で所得のある人全員の平成29年度所得証明書（平成28年分所得）

⑤卒業した高等学校の成績証明書または高等学校卒業程度認定試験の合格証明書（高等専門学校生は、前期3年間の成績証明書）

⑥履歴書 ※志望の動機を必ず記入してください。

⑦口座振込依頼書

【募集人数】 2人

【選考方法】 支給審査委員会により決定

1次：書類選考 2次：面接など（8月6日(日)を予定）

※申請者の中で遺児が含まれている場合は、選考の際に遺児であることが考慮される場合があります。

【申込期間】 6月15日(木)～30日(金)

## ◆伊賀市奨学金

修学の支援を通じて教育機会の均等を図り、社会に貢献する人材の育成を目的として奨学金を支給します。

【対象者】 次のいずれにも該当する人

○本人・保護者とも市内に住所がある人（修学のため住所異動した場合を除く。）

○高等学校・専門学校・大学などに在学する人

○申請者と生計を同一とする世帯員の中に平成29年度の住民税所得割額を納付すべき世帯員がいない人

【支給額】

○高等学校・高等専修学校など：72,000円/年

○大学・短期大学・専門学校など

国公立：72,000円/年 私立：84,000円/年

【必要書類】

①奨学金支給申請書

②高等学校または大学などの在学証明書

③住民票（世帯全員分で続柄が記載されているもの）

④世帯の中で所得のある人全員の課税証明書または住民税納税通知書の写し（平成29年度分）または伊賀市奨学金支給申請に係る課税台帳閲覧の同意書

⑤口座振込依頼書

【申込期間】 6月15日(木)～30日(金)

【申込先】 教育総務課・生涯学習課・各公民館（いがまち・阿山・大山田・青山）

◆一生に一度の成人式を自分たちの手で

# 平成30年 成人式実行委員募集

【問い合わせ】生涯学習課

☎ 22-9679 FAX 22-9692

◆成人式 平成30年1月7日(日) 午後2時～

【対象者】 次の①②に該当する人

①平成30年に成人式を迎える人（平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれの人）

②崇広、緑ヶ丘、上野南、城東、柘植・霊峰、阿山、島ヶ原、大山田、青山の各中学校区のうち、卒業した学校区もしくは現住所地の学校区の実行委員会に参加できる人

※グループでの応募も可能です。

【活動期間】 8月～平成30年1月7日(日)

【募集人数】 各校区に3～5人

【活動内容】 9地区ごとの実行委員会で実施する月1回程度の会議（主に夜間開催）に参加し、成人式の企画構成、準備、式前日・当日の運営協力などを行います。

【申込方法】 住所・氏名・生年月日・電話番号を任意の様式に記入の上、ファックスまたはEメールで申し込んでください。

【申込期限】 6月30日(金)

【申込先】 生涯学習課 ☐gakushuu@city.iga.lg.jp